

阿賀野市営バスの軽微な変更による事後報告

軽微な変更についての取扱いは次のとおり。

【協議（合意）事項の事後報告に関する取扱い（平成 19 年度～）】

新規バス路線の運行を計画する場合、次の(1)～(7)について、地域公共交通会議での協議が必要である。ただし、既に協議が調っている場合（既に運行している場合）においては、運行回数、運行時刻等、次のイ～ニのような軽微な変更に限って、次回地域公共交通会議への事後報告事項とする。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 運行の態様 | (2) 運賃および料金 |
| (3) 事業計画（路線、営業区域、使用車両等） | (4) 運行計画 |
| (5) 路線または営業区域の休廃止等 | (6) 運行主体の選定 |
| (7) その他必要と認められる措置 | |

イ 運行回数の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

ロ 運行時刻の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。
- ③ J R 羽越本線のダイヤに合わせて変更する場合。
- ④ 学校の始業・終業時刻に合わせて変更する場合。

ハ 運行経路の変更

- ① 道路改良等により変更する場合。
- ② 既存の停留所を廃止することなく変更する場合。
- ③ 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ④ 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

ニ 停留所の設置（又は廃止）

- ① 現行路線の運行経路を変更することなく停留所を設置（廃止）する場合。
- ② 路線沿線の地域住民等の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。
- ③ 路線沿線の小中学校の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。

1 千唐仁線（令和2年4月1日改正）

路線沿線自治会の要望により、バス停「分田八下」を新設した。併せて、既存のバス停「分田八」の停留所名を「分田八上」に変更した。

なお、運行経路の変更はない。

（=上記取扱いの「ニ①」、「ニ②」に該当）

